

IX 埼玉県地域生活定着支援センター(令和3年度事業報告)

1. 令和3年度経営方針

埼玉県地域生活定着支援センター事業

コロナ禍で、矯正施設内でのアセスメント等に支障が出ている。また事前面接、施設訪問、支援会議などが十分にできない事態となっている。その影響で、帰住先の調整を難しくしている。そのためリモート会議、テレビ面接等を利用し、コロナ禍の影響を出来る限り軽減するとともに、更生保護施設、自立準備ホームを利用しつつ調整を行う。埼玉県地域生活定着支援センターの業務内容は以下となっている。

- (ア) コーディネート業務
- (イ) フォローアップ業務
- (ウ) 相談業務
- (エ) 地域福祉支援検討会議業務
- (オ) 福祉事業者巡回開拓事業
- (カ) 地域福祉研修事業
- (キ) その他上記の業務を円滑かつ効果的に実施するために必要な業務

2. 令和3年度取り組み

(1) 利用者支援

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
ア コーディネート業務 (ア) 矯正施設内面接、アセスメント テレビ面接を活用する。 各都道府県地域生活定着支援センター、保護観察所、矯正施設と連携しアセスメントをする。	(ア) コーディネート業務の対象者は、今年度の新規対象者は43名であり、昨年度から継続されている対象者は22名であった。状況としては、感染症に関係なく横ばい、微増傾向であった。矯正施設内での感染症拡大により、面接の制限が増えたこともあるが、関係機関との連携でテレビ面接などを実施した。しかしながら、傾向として、すでに福祉サービスにつなげているものの再犯に至っているケースや介護不要の高齢者などが増えており、福祉になじまない対象者が増えてきているなかで、帰住先の確保が難しくなっている。
(イ) 福祉、医療、帰住先等の調整 テレビ面接を活用する。 各都道府県地域生活定着支援センター、保護観察所、矯正施設、その他関係機関との連携と活用、関係機関による必要最小限の支援会議(3密を避け感染予防の徹底)の開催、リモート会議の利用等による調整をおこなう。	(イ) 福祉関係者との調整も、本人との面接が制限されること、矯正施設とのリモートでの調整ができないことから、難航した。

<p>(ウ) 保護上移送 できる限り矯正施設等による保護上移送に委ねる。</p>	<p>(ウ) 保護上移送についても、帰住先の確保が難航したことから、移送の準備が間に合わないことがあった。しかし、他都道府県地域生活定着支援センターとの連携で、出所日の送迎対応を確保した。</p>
<p>イ フォローアップ業務</p> <p>(ア) 出所時の移送支援 車内の換気、マスクの着用、手指の消毒など感染予防を徹底し移送支援を行う。</p> <p>(イ) 事業所へのアドバイス、支援会議等 関係機関による必要最小限の支援会議(3 密を避け感染予防の徹底)の開催、リモート会議の利用等による調整をおこなう。 電話によるアドバイス等を増やし・訪問は必要最小限とする</p> <p>(ウ) 居宅支援 できる限り居宅サービスを利用する。</p> <p>(エ) 通院支援 通院同行支援は感染予防を徹底し行う。</p>	<p>(ア) 感染症予防を徹底し、移送に臨んだ。</p> <p>(イ) 関係機関との支援会議は、感染状況に鑑みて、リモートと対面での実施を工夫して行った。しかし、対象者自身がリモートに不慣れなこと、意思疎通やコミュニケーションに課題があることなどから、対面での実施を心掛けた。</p> <p>(ウ) 居宅支援のサービス利用には、地域包括支援センターなどと連携して実施できている。</p> <p>(エ) 通院支援は、帰住先が福祉事業所の場合は連携して実施できているが、単身生活者については継続して支援を必要としており、福祉サービスの限界も見受けられている。また、医療機関との連携不足により、緊急の対応などに苦慮する場面があった。感染症対策については、マスクや消毒液の携行など留意して行った。</p>
<p>ウ 相談業務</p> <p>(ア) 電話等による受付</p> <p>(イ) ケースに応じて、関係機関につなぐ。</p> <p>(ウ) 支援が必要と認めた場合、福祉調整等の支援を行う。</p>	<p>(ア) 相談の電話対応については丁寧に行い、内容に応じて協議して折り返す、対象外のケースでも傾聴に努める等、相談者との関係維持に努めた。</p> <p>(イ) 内容によっては、出向いて話を伺う、地域の関係機関を紹介しつつも、当センターも関わることで、地域との関係の構築に努めた。</p> <p>(ウ) (イ)と同様。</p>

(2) ネットワークづくり、人材育成

◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段	実績
<p>ア 地域福祉支援検討会業務</p> <p>(ア) 拡大合同支援会議を開催する。</p> <p>(イ) 事例報告会を開催する</p>	<p>(ア) 支援検討の会議については51回の実施および参加となった。</p> <p>(イ) 事例報告会としての実施はしていない。今年度からは地域福祉研修、地域福祉支援検討会の中で事例を通しての協議とした。</p>

<p>イ 福祉事業者巡回開拓事業</p> <p>(ア) 事業所内研修、ケーススタディに参加する。</p> <p>(イ) 新設事業所への事業説明等を行う。</p> <p>(ウ) 新規受け入れ先を開拓する。</p>	<p>(ア) 事業所内研修等については、地域福祉研修業務としての位置づとなっている。</p> <p>(イ) 新規に関わる事業所への巡回、事業説明等については 40 か所で実施した。</p> <p>(ウ) 新規の受け入れ事業所は、地域の支援機関との連携を強化したことで、法人・団体として 10 か所の受け入れ先増となった。</p>
<p>ウ 地域福祉研修業務</p> <p>(ア) 矯正施設見学会</p> <p>(イ) 啓発研修</p> <p>(ウ) 地域、機関、団体等の講演会、研修会、勉強会への講師派遣</p>	<p>(ア) 矯正施設見学会については、感染症拡大のため実施していない。なお、昨年度から地域福祉研修業務が付加されたことで、事業計画の内容としては明記せずに、地域福祉研修業務の一つの方法として位置付けていく。</p> <p>(イ) (ア)と同様。</p> <p>(ウ) (ア)と同様。地域福祉研修業務としての研修会については、3 か所の地域、団体先で実施した。</p>
<p>エ その他の会議、研修</p> <p>(ア) 関東・甲信越ブロック研修を実施する。</p> <p>(イ) 全国地域生活定着支援センター協議会</p> <p>(ウ) 東京管区ブロックセンター長会議</p> <p>(エ) 連絡協議会(保護観察所、川越少年刑務所、更生保護施設、埼玉県、さいたま市、さいたま地方検察庁、定着支援センター)</p> <p>(オ) センター会議(埼玉県、さいたま保護観察所、定着支援センター)</p> <p>(カ) 埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会</p>	<p>(ア) 関東・甲信越ブロック研修については、11 月に静岡県地域生活定着支援センターをホストとして開催、実行委員として実施した。参加については、対面とリモートで参加した。</p> <p>(イ) 全国地域生活定着支援センター協議会については、6 月の総会にリモートで参加した。関東・甲信越ブロックセンター長会議については、リモートで 3 回実施、参加した。全定協研修部会については、部会員として随時リモートで部会に参加、講師との調整、当日のスタッフとして参加した。</p> <p>(ウ) (イ)に含む。</p> <p>(エ) 連絡協議会については、さいたま保護観察所の主催であるが、感染症拡大の影響で実施されなかった。</p> <p>(オ) センター会議については、感染症拡大の影響もあり、4 月にセンター内職員のみで実施したほかは、3 月に埼玉県、さいたま保護観察所、自立生活支援センターとリモートで実施した。</p> <p>(カ) 運営推進委員会については、埼玉県が主催であり、感染症拡大の影響で実施されなかった。事務手続き(開催案内、中止の案内等)については、センターで行った。</p>

<p>オ 人材育成</p> <p>(ア) 全国地域生活定着支援センター協議会主催の研修に参加する。</p> <p>(イ) その他業務等に必要な研修に参加する。</p>	<p>(ア) 全定協の人材養成研修については、4つのテーマ・階層で実施され、管理者以外の職員は全員受講している。</p> <p>(イ) 外部団体主催の研修会については、各自の情報収集等をもとに、適宜参加した。リモートでの参加が4回、集合研修に1回参加している。</p>
---	--

(3) 施設設備管理

<p>◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段</p>	<p>実績</p>
<p>車両管理 車両点検、運行表の記入、安全運転を励行する。</p>	<p>定期点検等の対応を実施している。</p>

(4) 危機管理

<p>◆具体的な取り組み内容 取り組み方法・手段</p>	<p>実績</p>
<p>ア 携帯電話の管理 携帯電話が紛失した時は、遠隔データサービスで消去する。</p>	<p>携帯電話の紛失等はなかった。</p>
<p>イ 資料・PCの管理 (ア) 施錠できるキャビネットにて保管する。 (イ) 事務所の施錠を徹底する。</p>	<p>(ア)(イ)ともに適切に実施した。</p>
<p>ウ データの持ち出し USB・PCの個人データの持ち出しは禁止する。</p>	<p>適切に実施した。</p>

実 施 報 告 書

1 コーディネート業務(特別調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	3 人
他のセンターからの依頼によるもの	34 人
令和2年度からの継続	18 人
合 計 (※1)	55 人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し受入先に帰住したもの(※2)	38 人
その他	3 人
合 計	41 人
支援継続中 (A)-(B)	14 人

2 コーディネート業務(一般調整対象者)

開始件数 (A)	
保護観察所からの依頼によるもの	6 人
他のセンターからの依頼によるもの	0 人
令和2年度からの継続	4 人
合 計	10 人
終了件数 (B)	
矯正施設から退所し引受人のもとに帰住したもの	6 人
その他	1 人
合 計	7 人
支援継続中 (A)-(B)	3 人

(※1) 高齢者(65歳以上), 障害者の内訳

高齢者(障害者を除く。)	13 人
障害を有する高齢者	9 人
障害者(高齢者を除く)	43 人

(※2) 受入先別内訳

更生保護施設	3 人
自立準備ホーム	8 人
自宅・アパート・公営住宅等	8 人
障害者支援施設	1 人
グループホーム・ケアホーム	15 人
病院	1 人
サービス付き高齢者向け住宅	5 人
養護老人ホーム	1 人
有料老人ホーム	1 人
その他	1 人

3 フォローアップ業務

令和3年度開始件数 (A)	41 人
令和2年度からの継続 (B)	92 人
終了件数 (C)	60 人
支援継続中 (A)+(B)-(C)	73 人

4 相談支援業務

開始件数 (A)	
コーディネート業務からの継続	0 人
その他	11 人
令和2年度からの継続	13 人
合 計	24 人
終了件数 (B)	10 人
支援継続中 (A)-(B)	14 人